

## 「第 22 回補助事業に関する第三者委員会」議事録要旨

1. 日 時：平成 28 年 7 月 1 日（金）  
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
2. 場 所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館 6 階大会議室
3. 議 事：
  - (1) 第 21 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応
  - (2) 平成 27 年度事業の評価結果
  - (3) 施設整備事業の事後評価結果（平成 27 年度事後評価分）
  - (4) 平成 28 年度の補助事業の概要等
  - (5) 補助事業に関する第三者委員会設置要領の一部改正案について
  - (6) その他
4. 出席委員：庄司委員、鈴木委員、永木委員、廣岡委員、増田委員
5. 農林水産省出席者：生産局総務課機構班：金澤課長補佐、古賀係長、生産局畜産企画課：富澤調査官、調整班 氏里課長補佐、谷川係長、生産局園芸作物課：価格班 児玉課長補佐、千葉係長、政策統括官付地域作物課：加工第 1 班 前田課長補佐、価格調整班 石川係長
6. 機構出席者：宮坂理事長、近藤副理事長、薄井総括理事、小林総括理事、幸田理事、安井理事、神宮理事、石井理事、渡部監事、伊藤監事ほか
7. 開会、理事長挨拶等  
宇敷企画調整部長が開会を宣言した。まず、新たに委員に就任した庄司委員、廣岡委員を紹介した。  
次に、宮坂理事長が挨拶し、平成 27 年度において機構が実施した補助事業の概要等について説明した。  
補助事業に関する第三者委員会設置要領第 3 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により永木委員が座長に選任された。  
また、補助事業に関する第三者委員会設置要領第 3 条第 3 項の規定に基づき、座長の職務を代理する委員について、永木座長が鈴木委員を指名した。  
永木座長は、委員会の終了後、委員の了承を得た上で、ホームページに委員会の議事録要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。

## 8. 議事

議事（１）の「第 21 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応」及び議事（２）「平成 27 年度事業の評価結果」を幸田理事から、「平成 27 年度畜産業振興事業の執行状況」及び議事（３）「施設整備事業の事後評価結果（平成 27 年度事後評価分）」を安井理事から、議事（４）「平成 28 年度の補助事業の概要等」を安井理事及び石井理事から、議事（５）「補助事業に関する第三者委員会設置要領の一部改正案について」を幸田理事から、それぞれ資料に基づいて説明し、質疑応答を行った。

### <質疑応答>

[議題（１）第 21 回補助事業に関する第三者委員会における委員指摘事項とその対応]

特に意見なし。

[議題（２）平成 27 年度事業の評価結果]

(鈴木委員)

機構の今後に関わることで 1 点確認させていただきたい。T P P 協定に関連し、一部の方々が今後機構が経営安定等の補助金を支出することができなくなるのではないかということ指摘している。具体的には、T P P の違憲訴訟の弁護団の弁護士が、機構を T P P における国有企業の代表例としていつも挙げている。T P P では、国有企業の非商業的な援助が禁止されるということになるので、補助金を支給することはできなくなるといった主張を裁判でしている。この点についての解釈を教えてください。

(幸田理事)

最終的に国有企業に機構が該当するかしないかということは、我々が判断できるものではないが、内閣官房 T P P 政府対策本部のホームページに Q & A があるので、紹介したい。これによれば、「T P P 協定の国有企業に関する規律の対象は、主として商業活動を行っている企業に限定されている。国民生活及び社会経済の安定などの公共上の見地から必要な事業を行っており、利益を得ることを目的とした商業活動を主として行っていない日本の独立行政法人は、T P P 協定の国有企業に関する規律の対象外となる」とされている。したがって、私どもとしては、機構は、この商業活動を主として行っていない日本の独立行政法人に当たると考えている。

(増田委員)

肉用牛繁殖経営支援事業で発動はなかったとあるが、実績額があるのは、発動はないが、その他の事業で実績があったということか。

(安井理事)

これは、肉用子牛の補給金制度と一体的に実施している事業で、子牛の 1 頭 1 頭の登録や販売等を管理する必要がある。そういった管理のためのコンピューターの経費や確認経費について計上している。事業自体は、子牛価格が高かったの

で、発動はなかった。

[議題（3）施設整備事業の事後評価結果（平成27年度事後評価分）]

（廣岡委員）

肉用牛の生産等に関わっていて、事後評価の対象となった事業の中では、肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業が非常に重要だと思うが、本事業が機構から農水省のクラスター事業に移った事情を伺いたい。

（富澤調査官）

事業は、農水省で企画をして、機構に提案するという仕組みで行っているが、肉用牛及び酪農の新規参入支援の取り組みの重要性は、農水省でも重々承知しており、従来から機構において実施してきたところである。一方で、農水省では、通称畜産クラスター事業について、25年度から試験的に取り組みを始め、地域で中心となる担い手、経営体を中心として、畜産、酪農、肉用牛生産の取り組みの計画を作成し、これを基に施設整備、機械導入等を図っているところ。この中で重要なポイントとして、新規参入も地域の中で受け入れてもらい、定着を図っていくということで事業の中に取り込んでいったということである。これについては、農水省の国庫補助、一般会計で実施する形で、26年度に全体的な整理を行った。

（廣岡委員）

今、酪農家の話があったが、肥育農家で子牛価格が高いので繁殖をやりたいという人が結構いると思っている。その辺のケアはどうなっているか。

（富澤調査官）

今、新規参入というか、繁殖部門への参入としては、酪農から就農する方もいるし、肥育農家からも素畜の安定的な確保ということで進まれる方もおり、そういった観点から今の畜産クラスターの中で議論いただき、事業に参加できるような形にしているところである。

（増田委員）

肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業であるかはわからないが、取材で聞いた話で、今お産の見守りのようなことでIT機器が人気になっている。繁殖農家は、見回りが大変だということで、高齢化していくとやめていく方が多いと聞いている。そういったところに、ITと言えるのかどうかかわからないが、IT機器への導入支援というものは、機構で考える余地があるのか、どういった事業が考えられるのか等、もし何かあればお伺いしたい。

（安井理事）

そのIT機器を私も見たことがあるが、非常に便利だと思う。通信会社などが開発して、電波で飛ばして、離れたところでもわかるということである。機構の直接の事業の対象になっていないが、国の事業で対象になっていたかと思う。

（小林総括理事）

国の事業で2年前からICTを活用した繁殖機器に関するモデル的な事業を

実施しており、かなり力を入れて行っている。先進的な機器の事例などについて、全国的なシンポジウムを昨年も農水省の7階講堂で開催しており、かなり関心が高くなっている。

(富澤調査官)

小林総括理事から説明があったが、実は畜産クラスターの中で発情発見の装置や分娩を携帯電話で伝えるような装置等といったICTの活用支援についても、一部措置している。機構と事業の分担をする中で、先進的な開発の部分もあるので、国で行っているということである。

(永木座長)

これらに関連して最近、繁殖成績が落ちていることを多方面から聞く。その一つは、発情発見の問題があるということで、先ほどのIT機器のようなものがうまく活用されるといいと思う。一方で、個体のほうにも何かいろいろと問題があるのではないかと聞いている。そういうことの解明に関する研究は、日本の畜産全体の問題だと思うが、どこかで行われているのか。

(富澤調査官)

私の知っている知識の中でお話しさせていただくと、調査研究では、日本中央競馬会が畜産振興事業の中で、調査関係の事業を公募して、受胎率の関係等を研究するような応募があり、採択をされていると思うので、いろいろ連携しながら進めていかれるのではないかと。また、農水省でもシンポジウムを開催しており、この中に乳牛の能力発揮の関係のものもある。この他に、肉用牛ではないが機構で今年度行っている酪農関係の事業の中で、子牛の損耗防止や全体的な生産技術の関係も実施することになっている。

(永木座長)

新規参入円滑化事業の事後評価で1を下回ったものについては、かなり集中的にサポートしているとのことであったが、見通しはV字回復とはいかなくても、いい方向には向かっているのか。

(安井理事)

現地へは、調査・指導として2回行っている。1回目には農協のサポートが十分でなかったことから、畜産協会の経営指導も受けるよう指導した。2回目に行ったときは、行政も含めた支援体制を再構築するよう指導している。この農家は、母親が酪農家で、母親の仕事を息子が大分手伝うことで、息子の労力がとられ、見回りが十分ではなかった。このため、事故率が高いとか分娩間隔が非常に長くなっていた。畜産協会は、母親と息子の経営が一応独立しているが、全体の経営としてどのように行っていけばいいかという視点で見ていくよう指導している。息子は36歳でまだまだ若いし、頭数も多いので、うまくいくように見守っていききたい。

[議題(4)平成28年度の補助事業の概要等について]

(永木座長)

畜産では労働力不足が大変深刻であるが、野菜の事業について資料を見ると、

労働力確保等について言及がない。そういうことは考慮されているのか。あるいは、農水省の担当部署が別になるということか。

(石井理事)

労働力不足は、日本の農業全体に共通する課題だと理解している。野菜では、労働力不足に対応するものとして、機械化などが課題になっている。キャベツでは、機械化一貫体制の技術が出来つつあるようで、これは農水省において機械の開発を含めて取り組んでいる。

(増田委員)

酪農ヘルパー対策について改めて伺います。酪農ヘルパーについて、一般の人たちには、ほとんど知られていないという印象がある。求人広告や農業フェア、学校訪問で募集しているということであるが、例えば、学校訪問というのは、農業高校なのか。どういう人たちが主にヘルパーになっているのか。将来的に酪農をやってみたいという、非農家の出身者がそこで勉強して就農するといった、将来のキャリアパスのようなことがあるのか。あるいは、単なるお手伝いで終わってしまうのか。若い人たちにこういう仕事があるよということをどれだけ広報できているのかなど、現状と今後の見通しのようなものがあれば、教えていただきたい。これからいろんな意味で若い人を集めるためには、こういうのはどんどん生かしていくべきと思っている。また、酪農ヘルパーの実態がどうなのかということも、もっと広報したほうがいいのではないかと個人的に考えている。

(安井理事)

いきなり酪農家を始めるというのも非常にハードルが高いので、ヘルパーを通じて酪農の仕事をやってみてという方は結構いる。過去 20 年間に 145 人の方が酪農ヘルパーになった後に、酪農家として就農している。26 年度だけでも 13 人の方が就農した。現在、全国で 310 の酪農ヘルパー組合があり、約 2,000 人の方が酪農ヘルパーとして活躍されている。大まかに言って約半分が職業としていて、あと半分は臨時ヘルパーとして、酪農家の息子さんだったり、アルバイトでやっている方である。そういった方が、酪農に触れてみて、酪農家になるという事例は割とある。次に PR の仕方であるが、いろんなフェアとか学校訪問、高校とかに行ったりしている。最近始めた面白い取り組みとして、北海道の例がある。酪農体験ツアーというものを企画し、首都圏の農業高校の生徒などを呼んで、女性も多かったようであるが、実際酪農はどんなことをやっているのかと現地で見てもらうということで、間口を広げるような取り組みを行っている。酪農の人材不足というのは、農業の中でも特に周年労働ということで非常に厳しいものがある。酪農の方をサポートできるような仕組みを広めていきたいと思っている。酪農ヘルパー全国協会という団体があり、そこでも様々な形で PR 活動をしており、それに対する支援も機構で行っている。

(増田委員)

このヘルパー制度というのは酪農だけで、肉牛にはないのか。肉牛にないとなれば、両者の違いがあって、酪農のほうがよりヘルパーが必要だからということか。

(安井理事)

ヘルパー制度が始まったのは、酪農からである。自然発生的に始まったものに対して、平成の初めぐらいから補助ということで支援が始まった。肉用牛も似たような制度があり、肉用牛ヘルパーというのだが、これが始まったのは、特に繁殖経営の方は高齢の方が多いので、市場出荷や粗飼料の収穫の支援のため、各地にヘルパー組合という組織が徐々にできて、それに対する支援も、機構で行っている。酪農が先行して、今言ったような形で肉用牛もできた。

(廣岡委員)

東京から多くの人をツアーでという話は興味深かったが、具体的にどのような支援なのか、つまりツアー代は参加者持ちで行ったのか、あるいは何日間ぐらいの行程でお手伝いをしたのか。私が畜産学科に入学した、もう三、四十年前の話になるが、北海道で当時は結構学生を受け入れてくれる酪農家がいた。そこで、食べ物と1日500円ぐらいのお小遣いを頂いて、たくさんの経験ができた。そこに、全く酪農と関係のない学生も来ていたりしていた。こうした取り組みからやっていくと面白いのかなと思ったので、その辺の実情をお伺いしたい。

(安井理事)

これは、昨年初めて北海道で取り組んだ事例である。研修というよりも、酪農やヘルパーにちょっと興味を持っているというような学生が主体だったと思うが、そこに連れていくということで、要は最初の間口を広げるという意味が強い。この場合は、経費の2分の1をこの事業で補助している。

(永木座長)

酪農ヘルパーというのは、今世の中で言われている介護士や保育士が足りないということと同じレベルで、もう少し社会に問題提起して、酪農を支えていくために必要だということも言ってもよいと思う。このことは、毎日牛乳を飲んでいても知らないと思う。酪農は、毎日1日も欠かさずに仕事をしなければいけないので、そうした特殊な事情にあってヘルパーが不足して大変だということを訴えることは、非常に大事だと思う。

それから、もう一つ、私が聞く話では、酪農ヘルパーが酪農家のご主人と意気投合して、仕事を一生懸命できるというところもあれば、ここの酪農家はちょっと苦手だということもある。後者については、受け入れる側の経営者の態度がどうも今一つで、依頼する者としての気配りの欠如や意思疎通がうまくいかなかったり、あたかも使用人のような扱いをしてしまう場合もあるようだ。酪農ヘルパーをその地域にずっと残ってもらうには、ホスピタリティというか、ヘルパーのもてなし方が大切だと思う。酪農ヘルパーの技術研修は重要だが、他方で酪農経営者に対して、酪農ヘルパーが気持ちよく働いてくれるための意思疎通や気配りを心得てもらい意識醸成が必要だと私は思う。

それから、私はヘルパーを酪農経営に新規参入するキャリアパスとして考えているが、もう一つは酪農ヘルパーがプライドを持って従事できる1つの職業と見做したい。仕事がないから、何もしないのではまずいので、何か別の仕事が見つかるまでと考えているヘルパーがいるかもしれない。しかし、プライドを持たせ、専門職としての技能も持たせて、役に立ったと褒めてもらえるような考え方を酪農産業の中で作っていかねばいけない、そういう意識もこれからは大事なことであり私は思っている。

(安井理事)

今、永木座長からお話があったが、牛と人の相性もあるし、人と人の相性もある。いわゆる出役調整という言葉なのだが、組合によっては非常に苦労しているところがある。私どものメニューでは、ヘルパーに対する雇用前研修なり、技術研修はあるが、酪農家に対してこうやって受け入れなさいというような研修はない。いずれにしても、このヘルパー事業は非常に重要な事業なので、いろんな機会を捉えて、こういった事業があって、こんな状況であるということを伝えていきたいと思っている。

[議題（５）補助事業に関する第三者委員会設置要領の一部改正案]

特に意見なし。

[議題（６）その他]

(永木座長)

先ほどＴＰＰに関して鈴木委員から大事なご意見をいただきましたが、よろしいか。

(鈴木委員)

解釈が異なる、併存しているということは事実なので、弁護団が違憲訴訟において、なぜこのような解釈を非常に強く主張しているのかということについては、精査していただき、間違いであるならば、そういう点について教えていただければと思う。

(金澤課長補佐)

国有企業の関係だが、ＴＰＰ協定に国有企業の要件というのが３つほどある。１つ目は、国が５０％を超える株式を保有しているということ、２つ目は、国が５０％を超える議決権の行使を支配しているということ、３つ目は国が役員の大過半数を任命する権限を持っているということである。１つ目の株式については、まず機構は株式を発行しているような団体ではないということ、２つ目の議決権の支配についても、国はそのようなものは持っていないということ、それから３つ目の役員の大過半数の任命権、これについても、農林水産大臣が理事長と監事を任命する権限を持っているが、それは合計で３名で機構の役員は１０名ということで、過半数には至らない。この要件のいずれにも合致しないということで、私どもとしては国有企業には当たらないだろうという判断ができると考えている。

(庄司委員)

質問ではないが、私が以前に勤務していた大学で地域連携に力を入れており、三重県にある棚田の田植えや稲刈りに学生が行ってました。その時、地元の市役所にいろいろ面倒を見ていただいたのだが、そういうことを経験して、学生は卒業後そちらの市役所の職員になったり、福島県では援農で行った方が、その地元の市役所の職員になったということで、田舎に若い女の子が訪れることが少なくなってきたので、そういうところに若い女性が職員として勤めるようになってすごく喜ばれている。そういう事例が結構見受けられるので、先ほど農業高校の学生を対象に

北海道にツアーというような形で酪農を体験させるというお話がありましたが、酪農組合が中心になってそういうことを企画してもいいし、地元の市役所や農協が、企画すると意外と都会から結構興味を持って行かれる方も多いのではないかなと思う。一つの事例としてご紹介させていただいた。

(安井理事)

私どもが行っている別の事業で、女性、リタイア世代の方にも就農してもらおうというものがある。女性の場合、いわゆる農業系の大学だけではなくて、昨年新しく行ったのは専門学校で犬のトリマーなどの勉強をしている方とか、動物つながりでそういう方にも少し興味を持ってくれないかということで、パンフレットを配ったり、あちこちでセミナーを開催したりすることで、広く間口を広げてPRに取り組んでいる。どこにきっかけが転がっているかわからないので、出来る限り幅広く行っていきたい。

(永木座長)

先ほどの説明の中で、今年の実業の中で熊本の復興に大変ご尽力いただいていることはわかったが、最近では昨年の利根川の氾濫であるとか、いろいろなことが起こって、これだけ農家戸数が減っている上に、災害がのしかかっている。こういう事態に機構も迅速かつ機動的に動き、復興を支援する取り組みの策はあるのか。道路整備の問題や水、電気などから始まって、壊れた牛舎をどうするのかといったことまで、大変だと思うが。

(富澤調査官)

畜産関係については、一般的な対策のほかに、緊急対策を必要なときに実施できるということが、中期計画の中に位置付けられている。震災対策というようなものについては、どうしても横の連携を見ながら取り組んでいくので、農水省なり、政府全体でいろいろ検討する中で、機構にいろいろな事業をお願いするということもある。ただ、国の予算の場合、熊本の場合は、予備費で対応しているが、どうしても機動性が落ちることもあるが、機構の場合は既に措置されている資金を活用して機動的に対応できる。今回も、農水省としては、全体的な対策の方向として、予算措置を伴わないものは5月9日に、予算措置を伴うものは5月16日に公表し、機構については、5月9日の対策の中で、例えばマルキンの生産者積立金の減免とか、簡易的な畜舎の整備を行う事業について実施するというので、こちらは即日要綱を見直し、現地に赴く等、機動的に対応している。昨年の鬼怒川のときも同様の対応を行っており、震災対策についてもいろいろと連携、情報交換を行いながら一体的に取り組んで参りたいと考えている。

(永木座長)

こういうことが頻発しているので、よろしくお願ひしたい。

## 9. 閉会